



日本共産党市議会議員

おぜき栄子の

無料法律相談会

毎月第1火曜日(おぜき栄子事務所)

TEL(72)7848 FAX(71)8392

ホームページ <http://www.dl.dion.ne.jp/~smileiko>
Eメール smileiko@dl.dion.ne.jp

にこっと通信

第91号

2015年8月23日(日)

足利市田中町789

第3石川ビル3階

市議会議員

おぜき栄子

公約実現のために全力をつくします

6月議会の議案とおぜき栄子の賛否(賛成○ 反対×)

議案No	内容	賛否
第41号	工事請負費用の増額(鹿島山下通りアンダーパス)	○
第42号	足利市基本構想の条例制定	○
第43号	財産取得(特殊救急車)	○
第44号	財産取得(消防救急デジタル無線システム)	○
第45号	公平委員会委員の選任	○
第46号	一般会計補正予算	○
請願第2号	年金積立金の安全かつ確実な運用を求める意見書	○

*年金積立金に関する請願は賛成7、反対16で否決されました。

6月議会報告

会期は、6月8日から
6月26日までの18日間です。
主な議案

- ① 鹿島山下線アンダーパス工事請負契約の変更
- ② 足利市基本構想の条例制定
- ③ 一般会計・26年度繰越し事業について
- ④ ゴミ処理処分委託費の補正予算

一般質問

1、市民の命を守るために
市長は戦争法案の
廃案を国に求めよ！

安倍政権は昨年7月、国民多数の反対を押し切つて集団的自衛権行使容認の閣議決定を強行。この「閣議決定」を具体化する安保法制(戦争法案)は、新しく制定を目指す1法案(国際平和支援法案)と現行10法案の一括改定案で構成。この戦争法案は、憲法9条を破壊する3つの大きな問題をもっています。

① 米国がアフガン戦争やイラク戦争にのりだした際、自衛隊が戦闘地域まで行つて、米軍などに弾薬補給などの兵站活動を行うようになること。

② 戦争法案の1つPKO(国際平和維持活動)法改定案。同案は、形式上「停戦合意」があつても実際には戦乱が続いている地域で、自衛隊による治安維持活動が可能。任務遂行のための武器使用も認めている。

③ 武力攻撃事態法などを改定し、日本がどこからも攻撃されていなくても、集団的自衛権を発動して米国の戦争に参戦。これまで政府は集団的自衛権の行使を違憲と断じてきた。その憲法解釈を根底から覆そうとするもの。



佐野市で開催された「ストップ戦争法」パレードに参加

足利からも毎年、高校を卒業した若者が自衛隊に入隊。この若者たちを戦場に送り、殺し殺されることであつてはなりません。

おぜき：6月4日の衆院憲法審査会で、「立憲主義」をテーマに招致された参考人の憲法学者3氏がそろつて、集団的自衛権行使を可能にする戦争法案について「憲法に違反する」との認識を表明。安倍政権に戦争法案を廃案にするよう働きかけるべきではないか。

市長：安全保障をめぐる問題は、国の外交、防衛にかかわるもので、国政の問題。地方自治体の首長である私が政府へ働きかける内容ではない。

鹿島山下線アンダーパス工事費が1850万円も増額に！

隣接工区境での鋼矢板圧入工の施行機械の変更、埋め戻し土のストックヤード周辺の仮囲設置の変更等の理由で、約1850万円の増額となっている。具体的に内容とそれぞれの金額は、鋼矢板圧入施工機械を大型機械を使用予定であつたが調査の結果、機械の重量の影響で施行済みの鋼矢板が転倒する危険性が判明し、小型の機械に変更、そのため作業効率が落ち割高となり、約1130万円の増額、埋め戻し土のストックヤードを確保できず、当初計上せず。隣接した箇所にストックヤードを新たに確保し、約290万円の増額となつたことが主な要因との回答。

十分な地質調査を行い見積もりをたてることは、当然であり、ストックヤードは当初見積もりに当然必要な経費として計上されなかった。その原因と責任はどこにあるのか。と質したが、明確な答弁はありませんでした。



埋め立てが出来なくなつた理由には、小俣処分場用地の契約更新に伴い、地権者と係争中のため、埋め立ての仮処分申し立てを宇都宮地裁足利支部が仮処分決定(H26・9・25)したが地権者が仮処分異議申し立てを宇都宮地裁に行い、埋め立ての仮処分が取り消しとなつたためです。



戦争法案反対の街頭宣伝

緊急事態宣言で大胆なごみ減量を！

ごみ処理処分委託費の補正予算2億6000万円は、小俣処分場に埋め立てが出来なくなり、他の処分場に委託することによる補正予算。質疑は、緊急事態宣言で大胆なごみ減量作戦を市民に訴えることを提案しました。アクションプログラムをたて、更なるごみ減量の訴えをするという消極的な回答でした。

ごみ焼却場(南部クリーンセンター)の老朽化問題、ごみの最終処分場の埋め立て問題などごみの減量を真剣に考えなければならぬ時にきています。

一般質問

2. 地域経済の活性化

一日も早く住宅リフォーム助成制度復活を！

住宅リフォーム助成制度の実施自治体数は、2010年10月末に調査した175から3.6倍の628に増えました。地域経済への波及効果も大きく、地元中小業者や住民にも喜ばれている。

地方創生交付金を活用して新たに住宅リフォーム助成制度を、創設する岡山県鏡野町、店舗版リフォーム助成制度も高崎市に続き、前橋市も「まちなかホスピタリティ向上支援事業」として中心市街地の小売・飲食・サービス業などの店舗を外装・内装工事をした際の工事費について100万円を限度に半額助成を4月から始めている。

足利市でも3月議会に業者から要望が出され一日も早く実施することが求められます。



8月1日に行われた101回目の足利花火大会
後援会員の方々と楽しみました

おげき：先の3月議会で全会一致で「住宅リフォーム助成制度の復活拡充と店舗版リフォーム助成制度の創設を市長に求める請願」が可決され、市長に送付された。どのようにすすめていくのか。

市長：請願の採択や質問の趣旨を踏まえ、広く市内業者への支援策を平成27年度に策定する第7次総合計画など総合的に検討。店舗版は、先進事例の効果も見極めながら検討。

再質問では、あくまでも市内業者の支援を積極的にすすめるべく、返して住宅リフォーム助成制度の復活、時期などの具体的な内容をお答えせず、プレナム内容しかが商品券の取扱店（400店舗以上）を全店舗にしなかったこと、リフォーム業者数（3店舗が少なく）、など宣伝不足を指摘し、不況で困窮する業者の実態にあつた対応となっていない回答となりました。

3. 市民負担軽減のために自治体が市民の福祉と暮らしをまもる「防波堤」に！

(1) 安心してかかる医療と子育て支援

安倍政権は、消費税増税、社会保障切捨て、格差拡大、TPP推進、中小企業と農林水産業破壊を押し進めてきました。自治体として国の悪政から国民健康保険、介護、医療、子育て支援など市民の福祉と暮らしをまもる「防波堤」となることが今ほど求められている時はありません。

1世帯2万円の国保税の引き下げは、可能！

おげき：H26年度の国保会計の財政状況は、どのように見込まれるのか。

生活環境部長：歳入で想定していたなかった東日本大震災による財政負担増による対応、国からの特別調整交付金の交付を受けられ、基金（7億円）の受入れを行わずに済んだ。
おげき：基金約23億円を使つて1世帯2万円の引き下げが可能ではないか。

生活環境部長：基金は、インフラ整備などの流行による保険給付費の増大、後期高齢者支援金介護納付金の財源不足に対応、一度取り崩すとなくなってしまう基金は、恒常的に税率引き下げの財源とはなり得ない。



おげき：平成30年度から、国民健康保険は県が財政運営の責任主体となり、入院時の食事負担の引き上げ、紹介状なしの大病院受診時の定額負担導入など盛り込まれている。対策を講じる考えはあるのか。

生活環境部長：国民健康保険が広域化されても県と連携を図りながら、安定的な運営が図れるよう対応。

子どもの医療費窓口無料化を高校生まで！

おげき：あるお母さんは「働いても子どもの教育費にかかり、生活が苦しい。せめて医療費だけでも無料にして欲しい」と訴えている。この声に応えて、こどもの医療費窓口無料化を高校生まで広げるべきではないか。

福祉部長・市長：全国市長会の特別提言で「子ども医療費の無料化は国の責任で実施すべき」と決議。国の動向を注視し、限られた財源の中で総合的な視点で検討。

国保税の引き下げは、困難とし、国保の広域化も賛成の立場を表明。市民の負担増にも、明言を避けた答弁となりました。

県内の子どもの医療費窓口無料化の実施状況（2015、6月現在）

高校生 日光市・那須町・野木町
中学生 栃木市・佐野市・那須烏山市・芳賀町・壬生町・上三川町・那珂川町
群馬県の全市町村

実態に合った介護保険料・利用料に！

(2) 安心して受けられる介護保険

現在の利用料だけでも介護サービスを制限せざるを得ない状況。さらに昨年の改悪法で介護保険の利用料の2割への引き上げ（対象は年金収入280万円以上）、介護施設の食費・居住費の補助対象制限も今年の8月から実施。介護保険料も引き上げが行われ、低所得の方の一定の減額措置が初めて国県市で行われたものの引き上げには変わりありません。保険料を納められないためにサービスを受けられない事態になっている高齢者も出ています。

おげき：介護サービス利用料が2割に引き上げられる人、介護施設食費・居住費の補助対象制限を受ける人はどのくらいか。

福祉部長：介護サービス利用料2割の該当者は、6000人、全体の14%の人が介護サービスを利用しているとして計算すると約500人となる見込み。



台風11号で道路冠水の状況を調査

→介護施設の食費・居住費の補助対象制限を受ける人は、別居している配偶者の所得及び預貯金等の状況が判定の対象となるために影響を受ける人数の推定は困難。

おげき：所得状況の実態にあつた介護保険料の減免制度が必要ではないか。

福祉部長：介護保険料の多段階制度を取り入れ、所得に応じた保険料を設定。第1段階及び第2段階は国の基準をさらに下回る負担割合を設定している。特に低所得者に配慮している。

再質問の中で、介護保険料を滞納しているために介護サービスを制限されている人が23人（26年9月20日）と増え続けていることが明らかになりました。高齢者の実態を調査して、減免制度をつくり、支払困難者をなくすべきではないかと質しました。自治体として減免制度を考えていない。国の動向を注視したいと高齢者の立場にたつた積極的な対応が見られない答弁となりました。

居宅介護サービスの利用率（対限度額 2015・2月現在）

介護度	利用率	限度額
要支援1	58%	50,030円
要支援2	51%	104,730円
介護度1	58%	166,920円
介護度2	61%	196,160円
介護度3	59%	269,310円
介護度4	61%	308,060円
介護度5	60%	360,650円